02 障害者手帳とは

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があります。発達障害を主診断とする方が取得できる障害者手帳は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 2 種類です。

取得すると、障害者総合支援法に基づくサービス（18 歳未満の障害をお持ちのお子さんは児童福祉法に基づくサービスも）利用が可能となります。公共料金の減免などもあります。受けられるサービスや料金の減免などは、手帳の種類や等級によって異なります。障害者手帳は複数の種類を所持することが可能ですが、サービスや料金減免については、どちらか片方の手帳についてのみ有効となる場合が多いです。一般企業の「障害者雇用枠」で働く場合は、障害者手帳が必要となります。

療育手帳

知的発達に障害のある方に、一貫した相談・支援、援助を受けやすくするため交付されます。

区役所の窓口で申請後に、別日で面接及び判定（発達検査または知能検査）を受けます。18 歳未満の方は「児童相談所」、18 歳以上の方は「地域リハビリテーション推進センター」で実施します。申請後、おおむね 3 ヶ月くらいで発行されることが多いようです。

一般的には、検査時のＩＱ値が 70 までで日常生活に支障のある方に交付されます。静岡市では、発達障害の診断がある方が主治医の診断書（意見書）を提出した場合は、検査時のＩＱ値が 89 以下まで交付が許可されることがあります。

おおむね 2 ～ 5 年ごとに更新があります。18 歳以降の判定で等級が固定するため、18 歳以降の更新後からは、再判定不要になる可能性があります。

18 歳以上で初めて療育手帳の判定を受ける場合は、「小さい頃の発達の状況がわかるもの（母子手帳、学校の通知表、テストなど）」の提出が求められることもあります。

精神障害者保健福祉手帳

「一定の精神障害の状態にある」ことが認定された方に対し手帳が交付されます。

発達障害の診断を受けている方は、精神保健福祉手帳の取得が可能です。

精神保健福祉手帳の申請には、6 ヵ月間の継続受診が必要です。（初診日にみられている症状が 6 ヵ月間継続していることで確定診断となり、申請が可能になります。発達障害と精神疾患や気分の不調とを区別する意味もあります。）

6 カ月後の診察で確定診断を受けてから、申請手続きを行ってください。申請後、おおむね 1 ～ 2 か月くらいで発行されることが多いようです。
申請時に必要な書類や受けられるサービスについては静岡市ＨＰをご覧いただくか、各区福祉事務所障害者支援課（P. 34）までお問い合わせ下さい。

療育手帳については
静岡市 HP「療育手帳の申請手続き」
https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s002803.html

精神障害者福祉手帳については
静岡市 HP「2024 静岡市精神保健福祉のしおり」
https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2498/s002878.html

をご覧下さい

体験談

手帳って、ファストパスみたいなものだと思った。（本人）

手帳があると電車やバスが割引になる。映画館とか遊園地とかも割引だったり、混むところは家族も一緒に優先レーンで入れてくれたりする。（家族）

「手帳がある家族がいます」というと　町内会の防災訓練で気遣ってもらえた（家族）